

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年4月1日	令和4年4月15日	<p>令和4年3月30日付不存在による非公開決定(大市第70号)には、不存在の理由として次の通り記載されています。</p> <p>1点目の「その状態(運営方針における『めざす状態』)を測定できる」という点が区民(モニター)アンケートの一般的な性質であるとする根拠が示された文書については、「めざす状態」を数値化したアウトカム指標として、区民モニターアンケートの結果を用いることは特段問題がないという認識ではあるが、そもそも当該内容が区民モニターアンケートの一般的な性質であるという認識ではないため、その根拠が示された文書を作成又は取得しておらず、実際に存在しない。</p> <p>しかし、令和4年3月15日付不存在による非公開決定(大市第57号)には「『その状態を客観的に測定できるよう数値化した指標』の測定ができる」という点に関して、市民の声(No.2269-10008-001-01)ですでに回答しているとおり、区民モニターアンケートは、一般に測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法である。」と記載され、市民の声No.2269-10008-001-01、No.2201-10033-001-01の回答では「2.「記載例」に「区民モニターアンケートで『・・・』と回答した割合〇年度末までに〇%以上」と記載した意図について説明してください。」についてですが、既述のとおり、「区政モニターアンケート」は、比較的容易に入手することができ、過去の比較ができる、測定側の主観が入り込まない数値データを測定する一つの方法であると考えています。」とあります。</p> <p>さらに「マーケティング・リサーチの手引き」の「7(2)アンケート結果を活用した改善事例」には「これまで活動指標(アウトプット)で業績目標を設定していたが、区民アンケートで現状値を把握し、中間アウトカムで業績目標を設定した事例」として、「区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合:50%」と記載されています。</p> <p>これらから、区民(モニター)アンケートで「その状態(運営方針における『めざす状態』、「〇〇である区民の割合)」を測定できるものであると考えていることは明らかです。</p> <p>このように考える根拠が示された文書を公開してください。</p>	不存在	号	市政改革室	改革プラン推進担当/行政改革担当
令和4年4月5日	令和4年4月19日	<p>大阪市・大阪府の市長・知事等が行ったドバイの視察について、大阪市からは市長が視察に出かけたとのことであるが、(1)海外視察中に災害等の緊急事態が発生した場合に備えて大阪市が行った、引継ぎ・申し送り等のやりとりのすべてが分かった一切の文書、(2)ドバイ視察のために大阪市を市長が離れていた間に、大阪市と市長との間で行ったやりとりのすべてが分かる一切の文書、(3)市長が帰国した後大阪市と市長との間で行ったやりとり(たとえば報告)のすべてが分かる一切の文書</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
令和4年4月5日	令和4年4月19日	<p>令和4年4月4日付不存在による非公開決定(大市第1号)には、不存在の理由として次の通り記載されています。</p> <p>「マーケティング・リサーチの手引き」は令和4年3月23日付け大市第62号による不存在による非公開決定通知書に記載した通り、平成27年度以前に作成されたものであり、記載の根拠が示された文書は、そもそも作成していたかも不明であり、作成していたとしても保存年限(5年)が経過していることから、実際に存在しない。</p> <p>また「市民の声」の回答は、統計法に基づく統計調査の説明ではなく、本市が実施した世論調査に関する本市の考え方を説明したものであるため、根拠となる文書をもっとも作成または取得しておらず、実際に存在しない。</p> <p>しかし、令和4年3月15日付大市第59号で公開された、平成30年12月7日付決裁文書「世論調査結果の表記事項修正に係るホームページ掲載データの更新について」には、「参考(変更前・後 一覧)」が添付されています。この最後のページに記載されている内容及び、ここに記載されているURLのリンク先である総務省統計局Webサイト「調査に必要な対象者数」で説明されているのは、設定された信頼水準及び許容標準誤差の下で母比率を推定するために必要なサンプルサイズの求め方に関する考え方です。</p> <p>つまり、「マーケティング・リサーチの手引き」に「区民アンケート等において、区役所からの情報発信がこれまでよりわかりやすくなったと感じている区民の割合:50%」などと記載されている理論的根拠は、この「参考(変更前・後 一覧)」であり、総務省統計局Webサイト「調査に必要な対象者数」です。</p> <p>改めて文書を持定してください。</p> <p>なお、これではないということであれば、根拠を明確にしてください。</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年4月5日	令和4年4月19日	<p>平成30年3月29日付市民の声No. 1869-10021-001-01、No. 1869-10022-001-01、No. 1869-10023-001-01の回答は次の通りです。</p> <p>前回もお答えしましたとおり、費用面等の制約があることから、引き続き、「市政モニターアンケート」や「民間ネット調査」を実施してまいります。なお、これにより取得したデータは、母集団(大阪市民)の代表となっているとは言えませんが、その性質を認識したうえで、必要に応じて様々な関連情報も含めて総合的な判断を行うことにより、現状把握や事業の立案等に活用できるものと考えております。</p> <p>このように取得しえる限られた情報であっても、基礎資料の一つとして活用し、総合的な判断を行うことにより進めていくことが重要であると考えておりますので何卒、ご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>これらの調査においてサンプルがどれだけ母集団に近づいたのか、信頼度がどの程度向上したのかを測定できるものではありませんが、可能な限り母集団に近づけるための工夫は必要であると考えており、例えばサンプルの構成比を人口構成比に準じたものにする等といった設計の見直しを検討しております。</p> <p>また、世論調査についてのお尋ねですが、報告書の作成及び公表にあつては他の政令指定都市と同様に本市においても統計的検定までは行っておりません。「市政モニターアンケート」と「民間ネット調査」について、ここで言う、なぜ人口構成比に準じたものにする必要がある、と分かる資料を公開してください。</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
令和4年4月6日	令和4年4月20日	<p>平成28年度の大阪市の決算について</p> <p>1歳出では、人件費が185,735百万円となっているが、小学校、中学校は義務教育であるために、国庫支出金(特定財源)が出ていると思われるので、その内教職員以外にも国庫支出金から支払われた人件費の金額の総額。(市政改革室 所管分)</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
令和4年4月12日	令和4年4月26日	<p>令和4年4月11日付不存在による非公開決定(大市第2号)について、不存在の理由として次の通り記載されています。</p> <p>平成30年11月6日の平成29年度決算特別委員会での答弁内容は、本市が実施した世論調査に関する当時の考え方を説明したものであり、請求人の言う1及び2の根拠が示されている文書は、そもそも作成または取得しておらず、実際に存在しないため</p> <p>しかし、4月7日の市民の声にも記載した通り、「毎回1,000件程度の回答を得ることから一定の精度は確保しているものと考えております。」との答弁の根拠は、総務省統計局Webページ「調査に必要な対象者数」です。そして「一定の精度」の意味するところは、世論調査結果報告書に記載された標本誤差に関する記述であり、その根拠は、「公文書 1-6 参考(変更前・後 一覧).pdf」であり、総務省統計局Webページです。</p> <p>市民の声にも記載した通り、世論調査結果報告書の95%信頼区間に関する説明の箇所では、修正後の式によって求められる数値が記載されていたことから、報告書の作成時点で正しい式や、式の根拠となる総務省統計局Webページの記載内容について認識していたことは明らかです。修正の決裁の際に添付したのは、改めて根拠を再確認したに過ぎません。</p> <p>これではないとするのであれば、なぜ違うのかについて論理的に説明してください。</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
令和4年4月12日	令和4年4月26日	<p>令和4年4月11日付不存在による非公開決定(大市第3号)について、不存在の理由として次の通り記載されています。</p> <p>「マーケティング・リサーチに関する資料」は、令和4年3月23日付、不存在による非公開決定(大市第62号)に記載した通り、平成27年度以前に作成されたものであり、記載の根拠が示された文書は、そもそも作成していたかも不明であり、作成していたとしても保存年限(5年)が経過していることから、実際に存在しないため。</p> <p>なお、令和4年3月15日付公開決定(大市第59号)において公開した資料は、ホームページに掲載(平成30年12月当時)していた「世論調査結果報告書(平成27年度、同28年度及び同29年度)」に記載内容の誤りがあったため、当該記載を修正するため当室において作成し、決裁文書に参考資料として添付したものであり、請求人の言う「マーケティング・リサーチに関する資料」の根拠を示す資料ではない。</p> <p>このうち「令和4年3月15日付公開決定(大市第59号)において公開した資料は、ホームページに掲載(平成30年12月当時)していた「世論調査結果報告書(平成27年度、同28年度及び同29年度)」に記載内容の誤りがあったため、当該記載を修正するため当室において作成し、決裁文書に参考資料として添付したものであり、請求人の言う「マーケティング・リサーチに関する資料」の根拠を示す資料ではない。」との理由について、当該資料は標本誤差を求める式を修正するにあたり、正しい式や、その式の理論的根拠となる「母比率の推定」に関する理論的根拠が記載されているものであり、まさにもとの公開請求である「これら(マーケティング・リサーチに関する資料)の説明の根拠が示されている文書」に相違ありません。</p> <p>違うのであればなぜ違うのかについて論理的に説明してください。処分理由として示されたものは、この説明には全くありません。</p> <p>再度文書の特定をし直してください。</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和4年4月15日	令和4年4月27日	<p>標本誤差を求める式を修正した後の平成29年度世論調査結果報告書には別紙の記載があります。ここでは「今回の調査は標本調査ですので、標本による測定値(調査の結果)に基づいて、母集団値を測定できます。信頼度95%における測定値(%)の信頼区間1/2幅(標本誤差)は、次の式で算出されます。」「つまり、母集団を対象にこの調査を行えば、「よく知っている」と答える男性が14.4%の前後3.0%の区間内、すなわち、11.4%～17.4%の区間内にあることが95%の確率で期待されるということの意味しています。」と記載され、標本誤差を求める式も記載されています。</p> <p>これらの記載の目的が記載された文書を公開してください。</p> <p>なお、市政改革室は世論調査について「母集団の推計(母比率の推定)」は行っていないと説明していますが、平成30年11月2日付市民の声No. 1869-10144-001-01の回答では「本市で実施している世論調査は、母集団の推計のみを目的としたものではなく」としており、母集団の推計(母比率の推定)も世論調査の目的の一つであったことを認めています。</p> <p>この回答には、「報告書に記載の標本誤差に関する説明については、母集団の推計が可能であるかのような印象を与えることがないよう、今後、表現を工夫してまいります。」との一文もありますが、これは低回収率を起因として標本が偏り、結果として母集団の推計ができるものになっていないとの指摘について、これを退けることができず、このように書かざるを得なくなったものに過ぎず、世論調査の目的の一つが「母集団の推計」であったことを否定するものではありません。</p>	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
令和4年4月15日	令和4年4月27日	<p>(請求内容のうち、根拠について)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度世論調査結果報告書(委託業者からの提出分) 世論調査結果の表記事項修正に係るホームページ掲載データの更新について(平成30年12月7日決裁分) 世論調査結果の表記事項修正に係るホームページ掲載データの更新について(平成31年1月8日決裁分) 	公開	号	市政改革室	行政改革担当